

第七回国会 農林委員会 議録 第二十九号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

- 委員長 小等原八十美君
- 理事 野原 正勝君 理事 八木 一郎君
- 理事 藤原 岩太郎君 理事 山村新治郎君
- 理事 井上 良二君 理事 山口 武秀君
- 青木 正君 足立 篤郎君
- 遠藤 三郎君 小淵 光平君
- 河野 謙三君 原田 雪松君
- 平野 三郎君 淵 通義君
- 守島 伍郎君 石井 繁九君
- 高田 富之君 小平 忠君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

- 農林事務官 藤田 巖君
- 農林事務官 (農政局長) 山添 利作君
- 農地局長 山添 利作君

委員外の出席者

- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

四月十二日

岩内、古宇河郡下国有林過伐防止に
関する請願(浦口鐵男君紹介)(第二
三二一號)

津田沼町所在国有農地を同町農地委
員会に移管促進の請願(多田勇君紹
介)(第二三四五號)
でん粉事業の保護育成に関する請願
(田中啓一君紹介)(第二三四八號)
食糧事務所職員(定員増加)に関する
請願(青柳一郎君紹介)(第二三八九
號)

東北地方国有林野特別措置法制定に
関する請願(野原正勝君紹介)(第二
四一四號)

同(飯塚定輔君外一名紹介)(第二四
一五號)

同(小等原八十美君外一名紹介)(第
二四一六號)

同(圓谷光備君外一名紹介)(第二四
一七號)

福岡県下裸供出農家に対する主食の
還元配給に関する請願(平井義一君
紹介)(第二四三三號)

農業恐慌対策に関する請願(佐藤親
弘君外五名紹介)(第二四五四號)

米麦包装規則改正厚紙に関する請願
(玉置實君紹介)(第二四六一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件

自作農創設特別措置法の一部を改正
する等の法律案(内閣提出第一四五
號)

肥料取締法案(内閣提出第一五四號)

○小笠原委員長 これより会議を開き
ます。

議事に入る前に小委員の補欠選任を
行います。去る三日林業対策小委員で
あります高田富之君が委員を辞任せら
れましたので、本小委員が一名欠員と
なっております。これは先例によりま
して委員長において指名するに御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。

す。それでは林業対策小委員に高田富
之君を指名いたします。

○小笠原委員長 まず肥料取締法案を
議題といたします。

この際御報告いたしたいことがあり
ます。本日自由党の薬師神委員より、
本案に対する修正案が委員長の手元に
提出されております。これは印刷物と
して各委員に配付いたしておる通りで
あります。以上御報告いたします。

それでは本案に対する質疑に入りま
す。質疑の通告がありませんのでこれ
を省略し、ただちに本案に対する修正
案の趣旨説明を提出者より聴取いたし
たいと存じます。薬師神君。

○薬師神委員 たいだいま議題になつて
おります肥料取締法案に対する修正案
の内容を簡単に御説明申し上げます。

附則第四項の次に次の一項を加
える。

(農林省設置法の改正)

農林省設置法(昭和二十四年法
律第五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第二十三号を次のように
改める。

二十三号農業、農産種苗及び肥
料の登録並びに肥料の仮登録を行
ふこと。

以上であります。

○小笠原委員長 これにて修正案に対
する説明は終わりました。

引続き本案及び修正案を一括議題と
し討論に入ります。この際討論の通告

がありませんでこれを省略し、ただ
ちに本案及び修正案の採決を行いま
す。採決の順序は、まず修正案につ
いて採決した後、原案について採決を
いたします。

それではまず薬師神委員提出による
修正案の採決を行います。本修正案に
賛成の諸君の起立を求めます。

「総員起立」

○小笠原委員長 起立総数。よつて本
修正案は可決いたしました。

次に原案について採決いたします
が、たいだいま修正ときまりました部分
は、原案に一項を加える修正案あり
ますので、本案の原案について採決
いたします。

本案の原案に賛成の諸君の起立を求
めます。

「総員起立」

○小笠原委員長 起立総数。よつて本
案は全会一致をもつて修正議決いた
しました。

この際委員会の報告書の件について
お諮りいたします。これは先例により
まして委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさよう決しました。

○小笠原委員長 次に自作農創設特別
措置法の一部を改正する等の法律案を
議題とし、その質疑を継続いたしま
す。小平委員。

○小平(忠)委員 自作農創設特別措
置

法の一部を改正する等の法律案につ
きまして、まず改正の根本的趣旨に
関して、実は大臣にお伺いをいたした
のでありますが、大臣はまだお見えに
なっておりませんので、後刻お見えに
なつてからお伺いいたしたいと思
いますが、幸い本改正の最も責任を
お持ちになつておられますし、また農地局長
であられる山添さんが見えになつて
おりますので、山添局長に以下お伺
いをいたしたいと思つております。

最初にお伺いいたしたい点は、終戦
後日本農業は百八千度の一大転換を
見るに至りまして、特に農地改革とい
う、日本の農業界にとりましては、画
期的なことに一つの大変革を見たの
であります。この第二次農地改革によ
りまして、今日日本の農村、日本の農
業はどうなつておるかということ考
えてみまするのに、現段階において、
確かに農村の民主化は着々実現され
つつあるという事は、これは了承でき
ますが、反面、現在のような体制で
行つたならば、また再び我が国農村は、
かつての農奴的な非常にしいたげら
れた面に追い込まれるのではないかと
いうことを憂えるのであります。と申
しますのは、この農地改革によつて現
在経営を細分化せられ、農業経営の実
態というものは、小作農から自作農に
転換されたとはいはずものの、今日の
段階における実態というものは、私は
農家経済というものが案になつた、ま
た案になりつつあるということ断定
できないと思つております。その具体的

ばし、さらにこれをだん／＼延ばして
行きて、いつ公団の運命がどうな
りまして、メーカがそのために事
業を経営いたします上に非常に大
きな、何と申しますか、異つたよう
な状態にならないように、だん／＼と
いう状態に馴致して行きたいとい
うこと、とりあえずそのサイトを延ばす
ことを提案しておるわけでありま
す。しかしながらこの点についても、私
どもは、必ずしもそうむり／＼にこれ
を一べんにどうするということも考
えておりませんので、現在はメーカ
の方から案を出させる、それから通
商省の方からも御意見を伺い、あ
るいは公団の意見も伺つて、そこ
はひとつよく相談をいたしまして、
われ／＼の理想としては、七月ま
でに少くとも肥料の取扱いが自由
になりました場合に、決済取引にお
いてはそういうふうな従来の自由
取引に似ていたしまして、程度の
間、つまり二箇月程度にはこれを考
えておるわけであります。

○河野(議)委員 私がお尋ねして
おることを大分誤解をされておる
ようであります。まず第一点は、協
同組合その他の指定商の手数料が安
きに失するから、さかのぼつて返
しますというところで、引当金もつ
くり／＼あなた方も公団の総裁も、
お互いに公開の席でお約束されて
おる、拍手喝采を受けた場面もあ
るものであります。しかるにこれを
今の段階でなおかつそういうこと
を実現すべく努力するということだ
れば、今まで一体全国の協同組合
や指定商にお約束になったことは、
どうなさるか。必ず返しますと言
つて言明された以上、どこまでも
その線に沿つ

て、大蔵省の問題がありましたら大蔵
省の問題はどこまでも政府の内部
において引受けて、公約を果され
なければいかぬ。その確信ある御
弁明を私はいただかなければ困る
と思ふ。もしかりに確信が、困難
な事情でなくなつたとするならば、
いち早く今までの公約に對して、
経過を発表して、取消すべきもの
は取消し、修正すべきものは修正
すべきだと考へるのであります。そ
れを私は第一点にお伺いしたいと思
ひます。

第二点は、私は公団が濫費して
おるとか、費用が余つておるとか
いうこと、お尋ねしておるわけは
ない。ただ手数料の七百円のもの
を千八百円にされるには、一体この
手数料計算の基礎として、これは物
価が主としてやるのでありましょ
うけれども、計算の基礎として、過
去の予算の七百円に對して実績が
幾らになつておるかというところが
まず調査できないか、その上に積
み上げる金額というものは出て来
ない。それをもしやらないでやつた
らば、非常な怠慢であり、無責任
であります。でありますから、今ま
での七百円に對して、実績が幾ら
にあつたかということがわかつてお
つたら、知らせていただきたい。こ
れを私は多いとか、少いとか言
うのではない、それは千八百円に
したその内容に、幾日間持ち続け
させるかといふ基礎を伺いたい。二
月分持たせるか、三月分持たせる
か、その千八百円に上げた内容に
對して製造会社の方を十五日――
十日で締め切つて、十日以内に
いたしますから、あなたのおつし
やるよ

うに十五日以内であります。従来の
五日を二箇月以内にするといふこ
とは、私は反對ではありません。そ
うされることは妥協だと思ひます
けれども、一方製造会社の方は支
払いを延期する。一方自分の方は
手数料は手持ち期間を延ばすとい
ふことで手持料を上げて、原長
さんではないけれども、上り下り
からとるといふことはいけな
いと思ふ。上り下りからとると
いうのなら、片方から半分、片方
から半分、片方から半分、こうい
うのならいいが、その計算の基礎
をばつきりしてもらいたい。その
点がばつきりしませんから、片方
から半分、片方から半分の交渉に
してしましても、メーカの方の交
渉が進展しない。一方千八百円
の内容がわからぬから、その方も
私たちが疑いを持つ、こういうこ
とになる。その点を私は伺いたい。
くどくど申し上げますけれども、
過去の実績において、予算とどう
いうふうになつたか。その結果、
積み上げたものは幾らであつて、
その積み重ねた数字の内容は何箇
月分のものであつて、その間の倉
敷金利息はどうなつておるかとい
ふこと、こまかい内容を伺いたい。
そうでありますと、よけいなこと
でありますけれども、農林省でい
かにメーカの方に折衝されました
か、その点の基礎がばつきりしな
い、メーカの方の折衝も進まない
と思ふ。だからその点をひとつ伺
いたいと思ふ。

○農田政府委員 第一問は、これは
私どもその通りと考へておりました
その趣旨をたしかお話ししたことを
記憶しておられます。従つて従来
とも交渉しておるわけでありま
す。従つて従来とも交渉してお
るわけであります。今後とも
やはり従来の考へ方通り、さら
に交

渉をいたしました、早く解決をつ
けた。もしこれがどうしてもつか
ないという場合は、その際にどう
するか、かといふことを明らかに
して行きたい、かといふことを
明らかにして行きたい。第二問に
つきましては、従来七百円の公
団の中間経費、これは、従来七百
円に上げた場合、たとへば倉庫
保管の期間がどうなるかとい
う点につきましては、これは私
現在資料の持ち合せがござい
ませんので、これは次の折にでも
資料に基いて御説明したい、か
ように考へております。

○小平(忠)委員 先ほど農地局長
からまことに理解のある御答弁
をいただいたわけであります。私
は本改正案に對して基本的な問
題をいたしましたから、幸いに大
臣がお見えになりました。幸いに
大臣に基本的な点についてお伺
いたしたいと思ひます。

○農田政府委員 お説まことに
ごもつともであります。開墾して
さしつかえない箇所におきま
しては、なお開墾の必要を認め
る場合におきましては、開墾
いたします。

○小平(忠)委員 大臣がそのよ
うな抽象的な御答弁をなされま
すならば、私はここに徹底的に問
題を取上げて、具體的な批判をし
、追及をいたしたいと思ひます。
そのような御答弁を私は伺
おうと思つたのではない、もち
ろん第二次農地改革によつて予
期以上の成果を収めたといふこ
とは、私は根本的に否定するわけ
ではない。しかしその面において
は、これは単にわれ／＼が言
うだけでなく全国の農民ある
いは農地委員会等におきま
しても、強く指摘されておる面
がたくさんある。単に大臣が
今、開墾を可能とし、あるいは

るような所はやりたいと思ひますといふような、そのような抽象的なお考えでは、この問題は場合によつては政治問題化しますよ。私は、大臣は確たる方針を示して、この委員会にかくあらねばならぬという所信を、端的に披瀝されて、われ／＼が納得し得る点があればいいのであります。決してわれわれは反対せんがための反響などはいたしません。だから私は、今具體的に例を申し上げたのは、単にそういうた抽象論をお伺いする意味で申し上げたのではないのであります。すなわちどうしてもやらなければならぬと考える点、この表現の仕方は、人によれば第三次農地改革をやるのだ、第三次農地改革を断行せよと言ふ人もあります。私はそういう言葉は使わない。すなわち現在の第二次農地改革に引続きやらなければならぬ問題について私は例を取上げました。ですからもう一ぺん申し上げます。不耕作地主が所有している所有地を解放する御意思があるかないか。次は可耕未墾地さらに牧野、採草地、薪炭林これらも解放される御意思がありますかどうかというのを、お伺いするのであります。もしこれを解放する御意思があるならば、どのような方法によつてなされるか。御意思がないならば、どういふ理由によつてこれをやるうとなされるのか。それをわれ／＼の納得し得る御説明を伺いたいと思ひます。

○委員長退席、農林委員代理者席

○農務大臣 抽象的な答弁とおつしやるが、あなたも抽象的な御質問でありますから、抽象的なお答えになるわけであります。不耕作地主の持つてお

るものは法律によつて解放いたしません。耕作してある地主のものは解放することではできません。また農地改革に伴うて薪炭林を解放しようというふうなことは考えておりません。

○小平(忠)委員 大臣がそのような御回答ならば、あえて私はこの面について繰返し申し上げませんが、しからば次の点において、大臣がどうしても御答弁を願わなければならぬようなく、私に、私の質問が悪いと言ふならば、私の質問を上手に持つて行くようにいたします。そういたしますとこの農地改革、現在のごほこをならし、あるいはその不備な点を是正するという点については、大臣も考えないわけではないという点であります。しからば私は、単に小作地を自作地に転換するとか、あるいは交換分合といったような問題だけを取上げておるだけではいけない。土地政策について根本問題は、何といつても土地改良ではないかと思ふ。この土地改良の面については、御承知のように農林省当局も非常に熱心に何とかしなければならぬというところで、御努力されていることは認めるのであります。ところがこの現状というものは、大臣も御承知のように、今年度の予算は、金額においては昨年よりも公共事業費、その他が幾分増額されておることは認められるのであります。その公共事業費全体の率から見ますと、これは毎年々々低下いたしております。さらに災害復旧の面においても、もちろん同じであります。さらに土地改良に對するところの融資の面についても、御承知のようにこれは前回大臣にお伺いしたのであります。これが、例の見返り資金であります。これ

も全面的に期限になつて二十四年度は打切つたというふうな問題、これらはこの農地改革と並行して、農地改革後における大きな手段として他作農が自作になつた、自分の土地になつたら、大いに食糧増産に励まうというこの考え方をさらに助長するためには、やはり生産を上げ得るような土地改良を思い切つてやらなければ自分の土地に對する愛着というものは失われて、再びまた他作農に転落するといふことが予期されるのであります。これはどうしても、政府が思い切つた土地に對する保護政策、土地改良を積極的にやらねばならぬ。これをやらなかつたならば、せつかく農地改革をやつても、また私は遺憾するのじやないかと考へるのであります。この点に對して、大臣に、しからばほんとうに土地改良を、あるいは災害復旧を推進する、大いにやるのは災害復旧が、大臣が就任されてから幾たびもその問題については言及されたけれども、私は大臣が本気になつてやるのだという点については、了解しかねるわけですか。ですから、今度のこの改正法をめぐりまして、この内容につきましても、これから逐次お伺いいたすつもりであります。が、この改正をやるにつきましても、基本的な問題、まず大臣の考え方を承らなければ、私は何のために今回の改正をなさるのかわからない。従いまして、大臣はこの土地改良あるいは災害復旧に對して、それは類はふえてはいるのだからやるのだと言ひましても、現実問題といたしましては、建設、厚生面の公共事業費のわくから見ると問題になりません。毎年々々パーセンテージにおいては減額されておる現状であ

ります。これをいかなる理由によつて全体の面から減額するのか、さらに關係当局のお考えも、私は仄聞いたすところによりますと、非常に悲観すべきものがあると思つております。これについても、大臣は日本の約四七％に近い農民の親として、父として、真に農民のことを考へるならば、關係当局に對して土地改良なり、日本の農業はかくあらねばならぬという点を、私は心魂を打ち込んで折衝を、ぶつかる面においても、あるいは各種の農業政策の面においても、行き詰まりはある程度打開し得るのじやないかと考へるのであります。その点について、大臣の最近のお考え方を伺ひいたしたいと思ひます。

○農務大臣 新しく耕地をつくることも必要でありますし、現在の耕地の土質を理化学的に性質を改良して行くといふことも必要であります。土地改良につきましても、いろいろ御批判もあり御不備もあると思ひますが、今日政府といたしましては、予算の許す範囲内において極力土地改良を遂行推進いたしておるわけでありまして、なお災害復興に對しては、もちろんほかの災害と同じく、ことに土地の災害に對しては、特別な施策を練つて、一日も早く災害の復興を期したい、かよりに考へておるわけでありまして、決しておろそかに考へておるわけでもなはだ冷淡であるというふうなことは、毛頭ないことを御了承願ひたいと思ひます。

○小平(忠)委員 大臣はことごとく非常に眞実と反対の御答弁をなさるので

あつて、遺憾にたえないと思ひます。少くとも私は、現状をぶちまけて、かくあるべきだといふ点を指摘されて行くことこそ、現在非常につづまれる日本の農業を背負つて立つ農林大臣として、心服いたしてもいいと思ふのであります。が、ただいまの御答弁では、私に、私に心服するどころか、不信任案を出すというふうな考え方を持つてあります。これはじやうだんじやない。それで大体そういうふうな考え方を伺ひましたから、これ以上私は追究いたしません。あと山添農地局長に、今回のこの改正法の内容について、私の意見を申し上げ農地局長からお答え願ひたいと思ひます。

第一点は、今度のこの改正法を見ますと、農地牧野の強制買収の打切りというふうな点、これは自作農創設特別措置法の第三條によりまして、二十五年の二月十一日をもつて買収を打ち切るといふ一応の形式的なお考えをとられたのであります。これは考へ方によりまして、昨日井上委員からも御指摘されたのであります。これは強制買収の方向にまだ至つてない、封建制を利用して、お互いに強制させるというふうな趣旨が見られるわけでありまして、それで根本的に、ではなぜこの二月十一日をもつて買収打切りとするか、二月十一日というその根拠はどこにあるのか、その点について納得の行く御説明をいたしたいと思ふのであります。

○山添政府委員 二月十一日には特別な意味はございません。その当時二月十一日ごろには多分国会にこの改正法案が提案できるだろうという見込みを

持つておりました。そこでそのことが一般に公表される時期を時点としたい、こういうわけであります。

○小平(忠)委員 その点わかりました。その点は別に私は追究いたしません。この第三條の改正をなさいますので、一応切るといつた形をとられるのであります。こういった方法によつて、お互い同士でやらせる。非常に表面は民主的に考えられるのであります。私はこれはあえてこうならなくとも、従前のものでさしつかえないのじやないか、こういうふうにするのであります。政府提案の渾然としたこの説明では、意味がわからないのです。いかなる理由によつてこの第三條の改正をなさるのか、お伺いしたいと思ひます。

○山添政府委員 従来政府が買収して、政府から売却するということになつておりますけれども、これは会計上のことでありまして、農地証券を用いますとかいふような関係でありまして、実際の事情は御承知のように、市町村の農地委員会、都道府県の農地委員会によつて遂行されたのであります。今回は恒久的な制度としては、なるべく簡素な形、あまり複雑でない形でやりたい、かつ農地証券といふような制度も、今後においては必要でない、むしろそうでない方が適當である、こういう考え方に基いておるのであります。この農地改革の従来における遂行、今後における農地改革の成果の保持といふことは、やはり農地委員会が主体でやつて行くこと、今までも今後ともかわらないのであります。

○小平(忠)委員 その点承りました。その点は昨日も他の委員から強く

指摘されたのでありますけれども、それが聞いてもわかる、納得の行く説明をいただきたいと思ひます。

○山添政府委員 ただいまの点は、昨日井上委員から御質問になりました。農地委員会を農地委員一本にして行くことになり、それから現在たくさん残されておる仕事を、農地委員会といふ名前で行くからかわらないという御説明であれば、それでいいのであります。しかしそれに伴うところの予算とか、あるいは人間の配置とかを考えた場合に、政府はそう考えましても、現状においてはできないのではないかと考へるのであります。ですから、今かわらないとおつしやいます。農地委員会一本にして、従来町村に二名おつた農地委員会の書記を一名にするといふようなことをして、はたして従来とかわらない機構でやれるかどうか。さらに問題を次に移しますけれども、結局農地委員会の仕事としては、まだたくさん残されております。それを取上げてみなければ、まず一筆調査の完全実施しなければなりません。さらに小作契約の文書化の徹底とか、あるいは農地管理の具体化、土地取上げ、あるいはやみ小作料も一掃しなければなりません。国有農地の整理とか、あるいは土地台帳の整理でありますとか、いろいろ取上げれば、たくさんやる仕事があるわけでありまして、農地委員会としては、なすべき仕事をたくさん持つておるにかかわらず、農地委員会、農業調整委員会を切りまして、農業委員会一本にするというところが、今の農地局長の従来とかわらないというお考えからいたしましたけれども、どうも納得しかねるのであります。この点は昨日も他の委員から強く

指摘されたのでありますけれども、それが聞いてもわかる、納得の行く説明をいただきたいと思ひます。

○山添政府委員 ただいまの点は、昨日井上委員から御質問になりました。農地委員会を農地委員一本にして行くことになり、それから現在たくさん残されておる仕事を、農地委員会といふ名前で行くからかわらないという御説明であれば、それでいいのであります。しかしそれに伴うところの予算とか、あるいは人間の配置とかを考えた場合に、政府はそう考えましても、現状においてはできないのではないかと考へるのであります。ですから、今かわらないとおつしやいます。農地委員会一本にして、従来町村に二名おつた農地委員会の書記を一名にするといふようなことをして、はたして従来とかわらない機構でやれるかどうか。さらに問題を次に移しますけれども、結局農地委員会の仕事としては、まだたくさん残されております。それを取上げてみなければ、まず一筆調査の完全実施しなければなりません。さらに小作契約の文書化の徹底とか、あるいは農地管理の具体化、土地取上げ、あるいはやみ小作料も一掃しなければなりません。国有農地の整理とか、あるいは土地台帳の整理でありますとか、いろいろ取上げれば、たくさんやる仕事があるわけでありまして、農地委員会としては、なすべき仕事をたくさん持つておるにかかわらず、農地委員会、農業調整委員会を切りまして、農業委員会一本にするというところが、今の農地局長の従来とかわらないというお考えからいたしましたけれども、どうも納得しかねるのであります。この点は昨日も他の委員から強く

指摘されたのでありますけれども、それが聞いてもわかる、納得の行く説明をいただきたいと思ひます。

るわけでありまして、非常に流し方が系統立つて行かないように思ふ。これは今度の改正案によりまして、町村長の権限が非常に強化されるのです。そういうことを考へますと、まだ農業調整委員会は土地の割当とか、供出であるとか、大きな仕事を持つておるわけでありまして、そういう面において、非常に関連はありますもの、お互いの任務は異なつたものを持つておるわけでありまして、それを町村団体、郡、県の団体の持たれておる予算を流すにしても、非常にこれは不都合があると思ふ。さらに階層別の農業委員の実体、比率にいたしても、非常に公平を欠いておる。これは内容の点を尋ね申し上げればいいのであります。私が、すでに井上委員が昨日説明されておりました。私は井上委員の考えと同じであります。昨日農地局長も、その点は詳細な説明をされましたけれども、結局今申し上げたような点をあげてみますと、よほど今後の運営についてふんどしを締めてかからぬと、切りかえにおいて大混乱を来すと見ております。この点について、政府は単に二つのものを一本にするという考へを持つておられますが、簡単にそうはいかぬと思ふ。その点についてどうするんだという確信について、まだ説明を伺つていないのですが、そういうふうな矛盾があります。それらをどういうふうにするか、確たる御方針を御説明願ひたい。

○山添政府委員 私はもつと深く考へておるのであります。元來食糧割当といふ、農地の問題といふ、いずれも農家にとつて基本的な問題であります。そういう点から、これは農地の

委員会としては、両面をならみ合せて取扱つて行くことが、ほんとうは正しいのであります。ただ実際問題といたしまして、食糧割当等の仕事は、政府が考へますほどどうも行かなくなつたといふことは確かでありまして、またあいつらむずかしい問題は、今後ともその画期的にかつて来るということも考へられないのでありますけれども、いずれにいたしましても、土地という基本的な問題と、それから食糧の生産割当といふような問題は、相関連して考へるべきものである、こういう思想を持つておるのであります。今後食糧事情もかわつて参りますので、割当等の問題はどういふふうになるか存じませんが、考へ方としては、そういう点から出発をいたしておるのであります。さて実際の運用面になつて参りますと、両方とも非常に広汎な仕事を、一つの委員会で扱えるかという問題でありますけれども、これも農地関係の仕事が非常に分量の多いといふようなことは、今後はないわけでありまして、また食糧調整等におきましても、今後は今までのような様子がかつて来る。従つて事務的にも分量という点から見て、さほど困るということはないだろうといふような、現在では見通しを持つておるのであります。なお村の委員会は一本であるが、上がかわつておるのは非常に煩雜を来すおそれはないかといふこと、ごさいですが、組織をいたしましては、下が単純で上の方にわけば分化するといふことは、これはあたりまえのことです。その事柄が不便を来すといふ点もなきにしもあらずであります。一方専門

的に扱おうという面から見れば、わかれています。比較勘考しておる方が長所であり、比較勘考いたしませんれば、今回御審議を願つておきます制度、方法が適當である。かように考へておるのであります。

○小平(忠)委員 それ以上お伺いいたしまして、見解の相違であるを存じますから、その点はこの程度にいたしておきたいと存じます。その他いろいろお伺いいたしたい点もございまして、昨日井上委員から、私のお伺いいたしたい点は質問されて説明を聞いておられますから、省略いたしますが、最後に一点大臣にお伺いいたしたいと思ひます。申し上げますと、大臣が非常に質問の仕方が悪いからというふうなことで、簡単にいなされようとするのであります。どうかさういふふうなことをおつしやつらずに、ひとつ懇切丁寧に御説明をいたしたいと思ひます。

その点は、私は農地改革と関連して先ほど申し上げましたように、土地改良といふものはいかに重要であるといふことは、大臣も十分御認識されておるはずであります。その一つの例を申し上げますと、土地改良の中でも、一般に知られていないで、それが非常に實際問題においては大きな問題があるわけです。それは例の心土耕、混層耕で、これは一般内地の本州、九州方面においては知られない。相当農政通の人でも御存じない。心土耕、混層耕と言つても知らない人がある。これは最近の新しい言葉であるかもしれないが、しかし非常に大切な土地改良だと思ふわけですから、なぜかと言ふに、昨年北海道、長野県において早魃がありました。この早害というものは、実に最近

六十年振りの被害をこうむつたのです。その大半は結局心土耕、混層耕がなされておいて、結局上つらだけが耕されておいて、あとは心土のところを耕されておられない。わずかの二週間、三週間のひでりで作物が参つてしまふ。それがよく下の心土をひつくり返して、そうして透透力を与える。それから心土を耕すことによつて早魃も防げると同時に、收穫が大體二倍から三倍半という実績を上げておられるという現状であります。この点に對しては、どうしてもこれは個々の農家の力で、トラクターやあるいはブルドーザーなどとても購入できないわけですから、どうしても相當の資金がいるのでありますからして、何としても國庫の助成あるいは融資を仰がなければこれはできないのであります。これは私は非常に高原の地帯、寒冷の地帯を開墾して、あるいは非常に立地的條件の悪い所を開墾をやつておられますよりは、現に既墾地であつて、ちよつとそれに手を加へれば莫大な生産の上るという面については、私はもう少し農林省が積極的なつていただきたい。今年度なども現にさういふ心土耕やあるいは混層耕を、わずか数千千円で少くとも相當の面積を耕し、それから相當の收穫を上げるという見通しはつきり立つのであります。しかし現実問題として資金なり金融の面が伴わないで、それで一頓挫しておるわけですから、この面について——ぜひこれは別にさう國家財政、あるいは農林省の予算がどうして

も差繰りならぬといふような、歴大なものはいらぬはずですから、別に何億の資金、何億という助成を必要とするものではないのであります。北海道のほとん

とんど全体を見ても、大體本年度四、五千円あれば十分だ。さらに本州、四国、日本全体を入れても、私は一億の金はいらぬと思ふ。それで非常に歴大な成果を上げ得るといふ、さういふ問題について、大臣はその問題は本年は何とかしてやろうといふ、ひとつこの際御答弁をいただきたいのであります。何か親切なお話を承りたいと思ひます。

○農務大臣 心土耕の必要なことはもちろんであります。これはその地方の土壤の性質によつて、行い得る所と行い得ない所があるのであります。耕ができるというものはありませぬ。昔は勞力の安い時代におきましては、相當人力で、心土耕もやつたわけが浅くなつて、従つて肥料の効力も少くなる。従つて收穫も減退いたしておるのであります。労働との收支關係といふことも、農業経営の上で考へなければならぬわけでありませぬ。しかしこれが地区的に相當広範圍にやれるといふ場合におきましては、機械力も応用し得られるのであります。さういふことのでき得る土地におきましては、今お話のように個人経営においては、どうして機械を購入してやることのできませぬし、個人が一部部これをやりましても効果がなないのであります。やるならばある一定の地区はさういふ同一の心土耕をやるといふことが必要と考へるのであります。さういふ場合に協同組合等がやるということ

で資金が必要であれば、喜んで政府は中金を通じまして資金融通のおせわをいたすことはもちろんであります。こ

とに北海道等におきましては、さういふ土地も相當あるわけでございますから、さういふ御計画がありますれば、政府も喜んで資金の融通をいたします。

○小平(忠)委員 どうも大臣ありがとうございました。ただいまの御答弁は最近まれなる御答弁でありまして、はつきりそれは政府として融資なりあるいは助成の道を講ずると言明されましたので、これは手続はことし初めてではありませぬ、昨年から非常に關係者が陳情し、切実な歎願をいたしておるものであります。本年はこれを實現に移していただくことの確信がござりましたから、どうもありがとうございます。

○農務大臣 代理 それでは本日はこの程度にいたしまして、次回は公報をもつてお知らせすることといたし、本日はこれをもつて散会いたします。午前十一時五十八分散会

〔参照〕
肥料取締法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月十日印刷

昭和二十五年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局